

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(ICTイノベーション推進室分)(令和7年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	グループウェア等システム保守業務	エヌ・ティ・ティ・スマートコネク株式会社	88,360,250	R7.4.1	<p>本業務は、24時間稼働しているグループウェア等システムの適正な保守を行うことを目的とするものである。保守対象となるグループウェア等システムは、庁内ホームページ機能、電子メール機能、予定表機能、ユーザ登録機能、メール誤送信防止機能等、いつもの機能を組み合わせたシステムで、それぞれの機能間での連携があり、各機能において相互に細かな設定を行っている。セキュリティ対策の実施や障害発生時における影響範囲の速やかな特定には、システムについての高度かつ詳細な知識や技術を有し、本市のシステム構成を熟知している必要がある。そのため、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行するには、当該システムを構築した当該業者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>当該システムの設定にかかる詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、本市独自に設定したセキュリティ対策や設定値についての詳細な知識やノウハウがないことで、本市が意図しない設定を行いシステムが正常に利用できない、セキュリティ上の脆弱性が生じる、障害発生時や不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働が出来ず、行政サービスに多大な影響を与える恐れがある。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	
2	ICTイノベーション推進室	228-7264	住民情報系情報セキュリティ強化対策保守業務	NECフィールディング株式会社 南大阪支店	18,618,790	R7.4.1	<p>本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。</p> <p>本システムを安全、安定して稼働させるためには、本システムについての詳細な設定や構成を熟知している必要があり、システム全体の機能を損なうことなく本業務を遂行できるのは本システムを構築した当該業者のみである。</p> <p>仮に他業者に本業務を依頼するということになると、本システムのみならず、共通基盤システムのADの構成や設定内容、住民情報系ネットワーク及び端末の構成や設定内容についても調査したうえで対応することとなるため、作業工数や費用が増加することになる。また、本システムの詳細な設定や構成を熟知していないことで、重大な設定漏れが生じる可能性が増すほか、セキュリティ対策に不備が出る、障害対応に時間がかかる等、安定的なシステム稼働に影響を与えるリスクとなる。</p> <p>以上の理由により本業務は当該事業者でないと履行できないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	
3	ICTイノベーション推進室	228-7264	税総合電算システム保守業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	176,210,628	R7.4.1	<p>本業務は税総合電算システムの保守業務を行い、システムの円滑な運用実施、安定稼働及び性能の向上を図るものである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細なシステムの内容や手順を把握し作業を行うなど、当該システムに係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、当該システムを構築したもの以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えることが予想される。その場合、個人住民税、固定資産税、自動車税、事業所税、法人住民税の賦課徴収が適正に行えない、収滞納の管理に支障が生じ、市民の信頼を損なう恐れがあるほか、当該システムが停止する等、当該システムを利用する全ての課に重大な影響を及ぼし、市民サービスが滞る恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>以上のことから、当該システムについての詳細な知識等を有し、当該システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	
4	ICTイノベーション推進室	228-7264	税総合電算システム改修業務(令和7年度税制改正等の対応)	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	166,824,240	R7.4.1	<p>本業務は令和7年度税制改正への対応のために税総合電算システムに係るシステム改修を行うもので、当該システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく当該改修に対応することを目的としているため、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、プログラムの変更内容・テスト内容・本市独自のカスタマイズ部分の影響範囲の抽出等、改修にあたっての詳細なシステムの内容や手順を把握し作業を行うなど、当該システムに係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、当該システムを構築したもの以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、当該システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を及ぼすことが予想される。その場合、個人住民税、固定資産税、自動車税、事業所税、法人住民税の賦課徴収が適正に行えない、収滞納の管理に支障が生じ、市民の信頼を損なう恐れがあるほか、当該システムが停止する等、当該システムを利用する全ての課に重大な影響を及ぼし、市民サービスが滞る恐れがあるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>以上のことから、当該システムについての詳細な知識等を有し、当該システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、当該システムを構築した業者である富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	
5	ICTイノベーション推進室	228-7264	共通基盤システム保守業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	32,171,656	R7.4.1	<p>本業務の履行に必要な知識等を有する者が1者しかいないため、本業務は競争入札に適さず、随意契約を行うものである。</p> <p>本業務は共通基盤システムについての詳細な設定や知識及び保守に係る技術が必要不可欠である。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、本システム全体を一から調査した上で保守業務を行うこととなるため費用が極端に増加することになる。また、共通基盤システムの詳細な設定や知識がないことで、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えるリスクとなるため、詳細な知識等を有しない者に本業務を履行させることはできない。</p> <p>本システムについての詳細な知識等を有しているものは、当該システムを構築した業者である富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者へ随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	